

司法書士

2年目受講の決定版！

「実践力PowerUp講座」の全貌とタイプ別学習法

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 264199

SU26419

2年目受講の決定版！「実践力 PowerUp 講座」の全貌とタイプ別学習法

担当 LEC 専任講師 赤松直哉

1 タイプ別学習法

タイプ1 最後の2択でよく間違える。

- 1、過去問の学習を充実させること！
- 2、過去問の「趣旨」をよく考えながら学習すること！
(○か×かを追いかけることに終始していないか)

(例) 令和7年度 午前第13問 正答率 47.6%

第13問 権利質に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 地上権及び永小作権も、質権の目的とすることができる。

イ 質権者は、被担保債権である金銭債権及び質権の目的である金銭債権の弁済期がいずれも到来したときは、被担保債権の額にかかわらず、質権の目的である金銭債権の全額を取り立てることができる。

ウ 同一の債権について数個の質権が設定された場合には、その質権の順位は、設定の前後による。

エ 質権設定者は、被担保債権の弁済期の到来前であっても、質権の目的である債権を自働債権として相殺をすることはできない。

オ 現に発生していない債権も、質権の目的とすることができる。

1 アウ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 エオ

47.6%

41.9%

実践力PowerUp講座 民法「択一編」過去問レジュメ見本

P44

A□ 同一の不動産について数個の不動産質権が設定されたときは、その不動産質権の順位は、設定の前後による。× [R2-12-オ]

ひっかけ 「設定」の前後ではなく、「登記」の前後による

A□ 同一の債権について複数の質権を設定することはできない。× [R4-14-エ]

A□ 質権の設定者は、質権の目的となっている債権を取り立てることはできない。○ [R4-14-イ]

タイプ2 角度を変えて聞かれると、対応できない。

1、過去問の学習を充実させること！

2、過去問の知識が答練では角度を変えて聞かれるので「答練」をうまく活用すること！

(例) 令和8年度 午前第6問 正答率 60.5%

第6問 Aは、Bとの間で、令和2年9月1日、A所有の中古自動車をBに売る旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を同年10月1日と定めた。この事例における売買代金債権(以下「本件債権」という。)の消滅時効に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、令和7年9月1日、Bに対し、売買代金の支払を催告し、令和8年2月1日、再度その支払を催告した後、同年5月1日、その支払を求める訴えを提起した。この場合には、Bは、同年7月1日、本件債権の消滅時効を援用することができる。

イ Cは、令和2年9月1日、Aとの合意により、Cの所有する土地に本件債権を被担保債権とする抵当権を設定した。この場合には、Cは、令和8年7月1日、本件債権の消滅時効を援用することができる。

ウ Aは、令和7年9月10日、Bについて、本件債権を請求債権とする財産開示手続の実施を申し立てたが、Bは同年10月10日に実施された財産開示期日に出頭せず、執行裁判所は、同日、財産開示手続を終了させた。この場合には、Bは、令和8年7月1日、本件債権の消滅時効を援用することができる。

エ Bは、令和8年6月1日、Aに対し、本件債権に係る債務を承認したが、その承認をした時点において、時効完成の事実を知らず、かつ、そのことに過失がなかった。この場合には、Bは、同年7月1日、本件債権の消滅時効を援用することができる。

オ Aは、令和7年9月1日、Bに対し、売買代金の支払を求める訴えを提起したが、令和8年2月10日、その訴えを取り下げ、同日、その取り下げの効力が生じた。この場合には、Bは、同年7月1日、本件債権の消滅時効を援用することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

60.5%

20.2%

実践力PowerUp講座 民法「択一編」過去問レジュメ見本

- Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成15年10月1日と定めた。この事例に関する次の(ア)から(オ)までの記述について、判例の趣旨に照らし、平成26年7月6日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していない。

Aは、平成25年9月1日及び同年11月1日の2回にわたり、Bに対し、書面により当該売買代金の支払を請求したものの、Bがその請求に応じなかったことから、平成26年4月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。× [26-6-オ]

平成25年9月1日催告 → その後6か月間は完成が猶予されている
→ 平成26年4月1日訴え提起の時点では既に時効は完成している
(なお、2回目の平成25年11月1日催告は、完成猶予の効力を有しない)

- 他人の債務のために自己の所有物件に抵当権を設定した物上保証人は、その被担保債権が消滅すると抵当権も消滅するので、被担保債権の消滅時効を援用することができる。○ [20-7-イ]

- A□ 訴えの提起がされた場合には、その訴えが却下され、又は棄却されても、時効の更新の効力が生ずるが、訴えの取下げがあったときは、時効の更新の効力を生じない。× [15-7-ア]

前段後段とも、時効の更新の効力は生じない
なお、前段後段とも、時効の完成猶予の効力は生じる

- A□ 貸金の返還の訴えが提起された後、その訴えが取り下げられた場合には、時効の完成猶予の効力は生じない。× [R4-6-ア]

タイプ3 応用問題に弱い。

- 1、科目を横断した「総合力」を身に付けること！
- 2、過去問の○×の「理由付」を大切にすること！

(例) 令和8年度 午後第1問 正答率 50.3%

第1問 共同訴訟に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 土地の共有者の一人が、当該土地が自己の所有に属すると主張する第三者に対し、当該土地の共有持分権を有することの確認を求める訴えに係る訴訟には、当該土地の共有者全員が当事者として関与しなければならない。

イ 遺産確認の訴えに係る訴訟には、共同相続人全員が当事者として関与しなければならない。

ウ 必要的共同訴訟において、請求原因事実について、共同被告の一人がこれを認める旨の陳述をし、他の共同被告がこれを否認しているときは、当該請求原因事実についての自白は、これを認める旨の陳述をした共同被告との関係においても、成立しない。

エ 固有必要的共同訴訟において、共同被告の一人に対する訴えを取り下げた場合には、当該共同被告の一人に対して訴えの取下げの効力が生ずる。

オ 必要的共同訴訟における控訴期間は、全ての共同訴訟人につき、共同訴訟人に対する判決書の送達日のうち最も遅い日から進行する。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

14.7%

13.6%

50.3%

13.0%

実践力PowerUp講座 民法「択一編」テキスト見本

3 共有者と第三者の関係

■ 共有者と第三者の関係

	共有者の1人が 単独でできるもの	共有者全員で すべきもの
① 持分権確認請求	○	×
② 持分権に基づく妨害排除請求	○[14-8-オ][29-7-オ]	×
③ 持分権に基づく引渡請求	○	×
④ 持分権に基づく登記請求	○	×
⑤ 持分権に基づく時効の完成猶予・更新 のための請求（注1）	○	×
⑥ 持分権に基づく損害賠償請求（注2）	○	×
⑦ 所有権（共有関係）確認請求	×	○

（注1）自己の持分についてのみ時効が完成猶予・更新される（大判大8.5.31）。 ∴ 時効の相対効

（注2）自己の持分についてのみ損害賠償請求することができる（最判昭41.3.3）。

[15-11-オ][19-10-イ][21-16-イ][30-10-イ]

∴ 金銭債権なので分割的に行使できるものであり、また、各共有者にその共有物の全財産
的価値が帰属しているわけではない以上、1人が独占的にとってしまうと困るから

実践力PowerUp講座 民事訴訟法「択一編」テキスト見本

2 共同所有関係と必要的共同訴訟

○＝固有必要的共同訴訟になる ×＝ならない（個別訴訟可）

類 型		事 例	性 質
共有者間の訴訟		共有物分割の訴え（大判明 41. 9. 25）	○
対 第 三 者 訴 訟	共有者が原告 となる場合	共有権確認（最判昭 46. 10. 7）（注 1）	○
		持分権確認（最判昭 40. 5. 20）（注 1）	×
		所有権移転登記請求（最判昭 46. 10. 7）（注 2）	○
		妨害排除請求（最判昭 42. 8. 25）	×
	共有者が被告 となる場合	所有権確認（最判昭 34. 7. 3）	×
		賃借権確認（最判昭 45. 5. 22）	×
		共有物引渡請求・登記請求（最判昭 43. 3. 15 等）	×
	原告・被告	境界確定訴訟（最判昭 46. 12. 9）（注 3）	○

実践力PowerUp講座 民事訴訟法「択一編」過去問レジュメ見本

P254

【必要的共同訴訟の特則】

- 必要的共同訴訟において、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為は、他の共同訴訟人に対しても効力を生ずる。○ [22-2-ウ]

必要的共同訴訟 → 「相手方の訴訟行為」は全員に効力が及ぶ

- 必要的共同訴訟において、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中断原因があるときは、その中断は、他の共同訴訟人についても効力を生ずる。○ [22-2-エ]

必要的共同訴訟 → 「中断事由」は全員に効力が及ぶ

- 次の記述は、裁判所の措置が処分権主義に反する。

AがB及びCを共同被告として訴えている訴訟において、Bが口頭弁論期日において請求を認諾する旨の意思表示をした。ところが、裁判所は、当該訴訟が固有必要的共同訴訟であることを理由としてBの請求の認諾を認めず、証拠調べを実施した上で、A敗訴の判決を言い渡した。× [11-4-2]

必要的共同訴訟 → 「不利な行為」は全員がそろってしなければ効力を生じない

(例) 令和8年度 午後第2問 正答率 59.4%

第2問 訴訟要件に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 訴訟の係属中に、原告と被告との間で原告が当該訴訟に係る訴えを取り下げる旨の合意が裁判外で成立した場合には、当該訴えは、権利保護の利益を欠く。

イ 動産の引渡しを求める訴えは、当該引渡しが執行不能になった場合における履行に代わる損害賠償の請求を併合して提起することができる。

ウ 原告が被告に対して金銭債権について債務不存在確認の訴えを提起した後に、当該被告が当該原告に対して当該金銭債権に基づきその全額の支払を求める反訴を提起した場合には、当該債務不存在確認の訴えは、確認の利益を欠く。

エ 土地の賃借人が賃貸人に対して賃借権に基づき当該土地の引渡しを求める訴えを提起し、当該訴えに係る訴訟が係属している場合においては、賃貸人が賃借権の存否を争っているときであっても、賃借人が賃貸人に対して賃借権の確認を求める訴えは、確認の利益を欠く。

オ 遺言が無効であることの確認を求める訴えは、過去の法律行為の確認を求めるものであるため、確認の利益を欠く。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

31.2%

59.4%

実践力PowerUp講座 民事訴訟法「択一編」過去問レジュメ見本

【遺言無効確認の訴えの利益】

- 遺言者の生前における遺言の無効確認の訴えは、現在の法律関係の確認を求めるものとして適法である。× [27-3-エ]

遺言者の「生存中」の遺言無効確認の訴え → 訴えの利益を欠く

- 現に生存している遺言者が提起した遺言無効確認の訴えには、訴えの利益が認められない。○ [R4-3-ウ]

遺言者の「生存中」の遺言無効確認の訴え → 訴えの利益を欠く

【訴えの取下げに関する裁判外の合意が成立した場合】

- 当事者間における訴えの取下げに関する裁判外の合意の成立が証拠上認められるときは、訴えの取下げがあったものとみなされる。× [R6-4-ウ]

【難】 裁判外で訴え取下げの合意が成立した場合には、権利保護の利益を喪失したものとして、訴えを却下すべきである（判例知識）

タイプ4 午後で時間切れになることが多い。

1、目標は、択一 1 時間、不登記述 1 時間、商登記述 1 時間

2、インプット学習を通じて知識の「精度」の向上を図ること！

(2つ3つの肢で判断すると、5肢で判断した場合に比べて精度が劣るのは、知識の精度が低いから)

3、時間設定をして択一を解く練習をすること！

4、自分にとって「ベストな記述の解法」を確立すること

(例) 令和8年度 午前第13問 正答率 37.4%

第13問 書面申請における印鑑に関する証明書等の添付に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 登記義務者の登記識別情報を提供することができないため、申請代理人である司法書士が作成した本人確認情報を提供するときは、当該本人確認情報に添付する当該司法書士が所属する司法書士会が発行した職印に関する証明書は、発行後3か月以内のものであることを要する。

イ 家庭裁判所によって選任された不在者財産管理人が、あらかじめその職務のために使用する印鑑を家庭裁判所に届け出た場合において、職務上行う所有権の移転の登記の申請に係る申請書に押印した印鑑に関する証明書として裁判所書記官が作成した当該印鑑に関する証明書を添付するときは、当該証明書は、作成後3か月以内のものであることを要する。

ウ 抵当権の設定の登記の抹消を申請する場合において、登記上の利害関係を有する転抵当権者の承諾を証する情報として当該転抵当権者が記名押印した承諾書を提供するときは、当該承諾書に添付する当該転抵当権者の印鑑に関する証明書は、作成後3か月以内のものであることを要する。

エ 地上権の設定の登記の抹消を申請する場合において、登記義務者が登記識別情報を提供することができないときは、申請情報を記載した書面に当該登記義務者の印鑑に関する証明書を添付することを要する。

オ 取締役会設置会社が、取締役との間の利益相反取引に基づく所有権の移転の登記を申請する場合において、添付情報として提供する当該取引の承認に係る取締役会議事録に当該議事録に押印した取締役の印鑑に関する証明書を添付したときは、当該印鑑に関する証明書の原本の還付を請求することができない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

42.8%37.4%

実践力PowerUp講座 不動産登記法「択一編」テキスト見本

4 適格性

(1) 作成後3か月以内の制限

■ 印鑑証明書が作成後3か月以内であることの制限の有無

○＝制限あり ×＝制限なし

印鑑証明書の分類	制限の有無
独立の添付情報となる印鑑証明書（令16Ⅲ・18Ⅲ）	○（注1）
他の添付情報の真正を担保する印鑑証明書	×（注2）

[R7-12-ウ] [25-15-ア] [R5-25-ウ]

（注1） 裁判所書記官作成の印鑑証明書には、3か月の制限はない（登研709号）。

（注2） 資格者代理人の本人確認証明情報に添付する、所属司法書士会が発行した職印証明書、又は登記所が発行した印鑑証明書には、3か月の制限がある（準49Ⅲ）。

実践力PowerUp講座 不動産登記法「択一編」過去問レジュメ見本

P123

A□ 教授： Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Aの成年後見人であるBが法定代理人として司法書士Cに対してAからDへの所有権の移転の登記の申請を委任した場合、当該申請の添付情報として提供するBの印鑑に関する証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しますか。

学生： 作成後3か月以内のものであることを要します。○ [R7-12-ウ]

登記義務者の印鑑証明書 → 作成後3か月以内のものであることを要する

A□ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を得て、付記登記によってする地役権の変更の登記を申請する場合において、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面に添付すべき印鑑に関する証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しない。○ [25-15-ア]

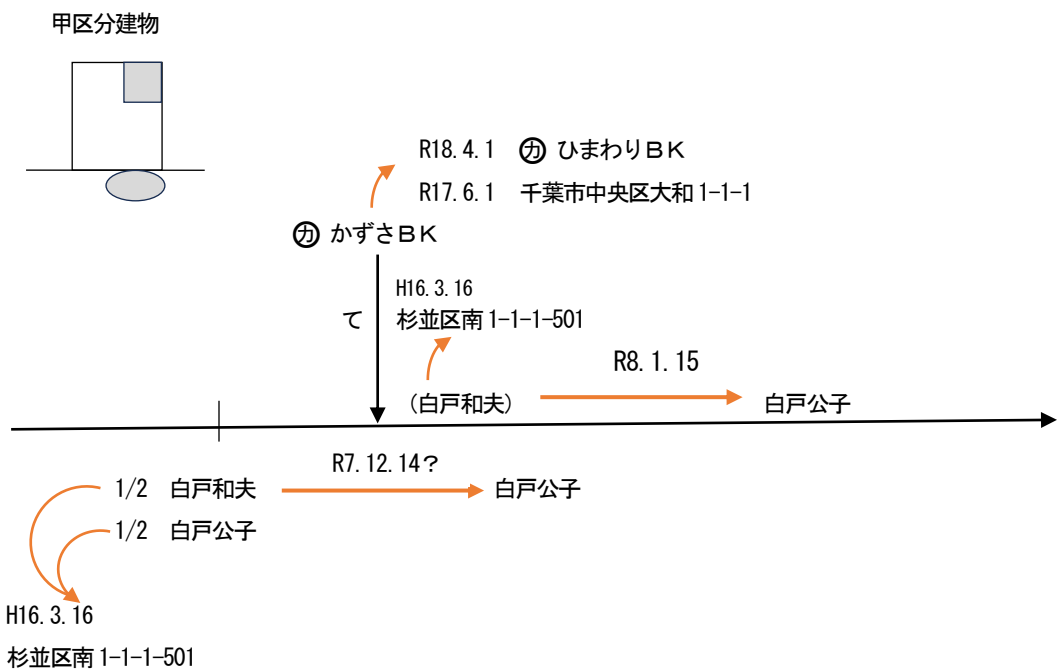
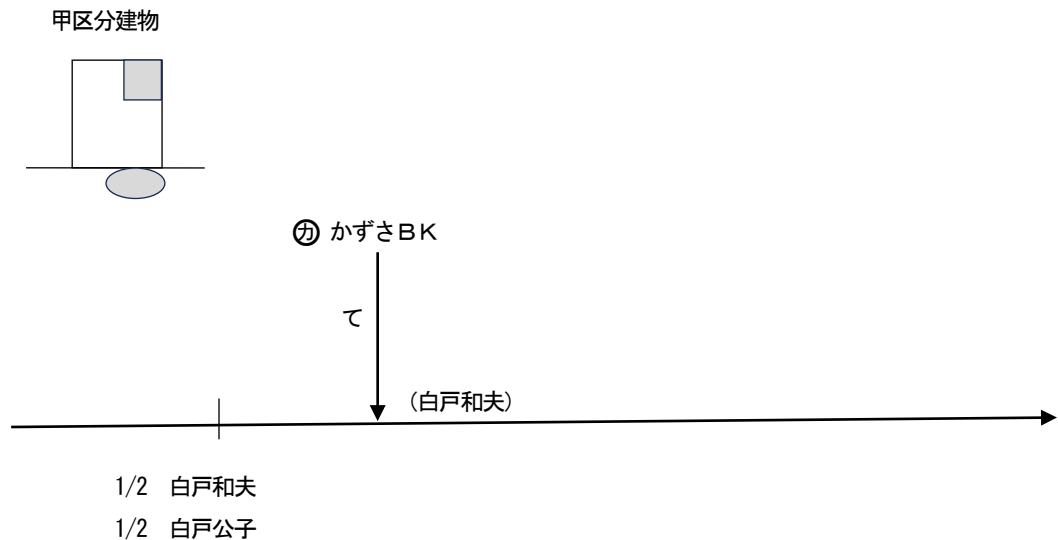
他の添付情報の真正を担保するための印鑑証明書 → 3か月以内の期間制限はない

A□ 取締役会設置会社であるA株式会社とその代表取締役であるBとの間で締結した売買契約に基づく所有権の移転の登記を申請する場合において、利益相反取引に当たる当該売買契約を承認する旨のA株式会社の取締役会の議事録及び当該議事録に押印された印鑑に関する証明書を添付するときは、当該印鑑に関する証明書は、作成後3か月以内のものでなければならない。× [R5-25-ウ]

他の添付情報の真正を担保するための印鑑証明書 → 3か月以内の期間制限はない

赤松式 記述解法 / 精選答練[頻出論点記述編]、実践力[記述編]で学べます！

(例) 令和8年度 第36問



タイプ5 民事訴訟法の改正論点が不安。

民事訴訟法の主な改正	新テキスト 対応頁
訴状審査（手数料の納付）の見直し	P8
電磁的記録の送達	P13
電子情報処理組織による送達	P14
公示送達の改正	P15
送達報告書の提出方法の見直し	P16
釈明処分としての提出命令に関する改正	P83
訴訟記録の閲覧等	P86
和解調書等の閲覧に関する改正	P86
補助参加人による訴訟記録の閲覧等	P86
訴訟記録に関するITの利用	P99
ウェブ会議による口頭弁論（令和6年3月1日施行）	P95
口頭弁論に代わる審尋の期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用 （令和6年3月1日施行）	P95
申立て等におけるITの利用	P98
相手方が在廷していない口頭弁論において準備書面に記載（記録）された 事実を主張できる場合の改正	P102
準備書面の提出又は証拠の申出の期間の遵守について	P102
簡易な証拠調べとしての参考人又は当事者の審尋におけるウェブ会議又は 電話会議の利用	P135
証人が陳述をする際の禁止事項の見直し	P140
ウェブ会議による証人尋問の要件の見直し	P141
尋問に代わる書面の提出に関する改正	P141
電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ	P159
ウェブ会議による検証	P159
和解期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用（令和5年3月1日施行）	P191
和解・放棄・認諾等に係る電子調書の送達	P190、P195
受諾和解が当事者双方不出頭でも可能に	P193
口頭弁論に係る電子調書、和解・放棄・認諾等に係る電子調書の更正	P208
簡易裁判所におけるウェブ会議による証人尋問及び当事者尋問の見直し	P279
費用額確定処分の申立てに10年の期限制限	P228
法定審理期間訴訟手続	P339～P340

実践力PowerUp講座 民事訴訟法「択一編」テキスト見本 P8

一 訴状の審査

訴状の必要的記載事項の具備等につき審査が行われる



訴状の必要的記載事項に不備があれば、相当の期間を定めて、裁判長が補正を命じる（137 I）

なお、手数料の不納付については、相当の期間を定めて、裁判所書記官が納付を命じる（137 の2 I） [2-4-5] [29-2-7]



期間内に補正（又は納付）がなければ、裁判長は命令で訴状を却下（137 II， 137 の2VI）
[27-3-7]



訴状却下命令に対して即時抗告○（137 III， 137 の2VII本文）。

ただし、手数料を納付しないことを理由とする訴状却下命令に対して、原告がその者において相当と認める手数料を納付せず即時抗告をしたときは、当該即時抗告は却下される（137 の2VII但書， 138）。

実践力PowerUp講座 民事訴訟法「択一編」テキスト見本 P14

4 電子情報処理組織による送達（令和8年5月21日施行）

(1) 意義

電磁的記録の送達は、最高裁判所規則で定めるところにより、送達すべき電磁的記録に記録されている事項につき閲覧又はダウンロードをすることができる措置をとるとともに、送達を受けるべき者に対し、当該措置がとられた旨の電子メールによる通知を発する方法によりすることができる（109の2 I 本文）。

(2) 要件

電子情報処理組織による送達をすることができるのは、送達を受けるべき者が電子情報処理組織により送達を受ける旨の届出をしている場合に限られる（109の2 I 但書）。



ワンポイント解説

この届出をする場合には、通知を受ける連絡先を受訴裁判所に届け出なければならない、この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる（109 II）。

(3) 効力発生時期

電子情報処理組織による送達は、次の①から③のいずれか早い時に、その効力を生じる（109の3）。

- ① 送達を受けるべき者が閲覧をした時
- ② 送達を受けるべき者がダウンロードをした時
- ③ 送達を受けるべき者に閲覧又はダウンロードをすることができる措置がとられた旨の電子メールによる通知が発せられた日から1週間を経過した時

(4) 訴訟代理人（ex. 弁護士・司法書士）の場合の特則

① 原則

訴訟代理人のうち委任を受けたもの（54条1項但書の許可を得て簡易裁判所における訴訟代理人となったものを除く。）は、電子情報処理組織により送達を受ける旨の届出をしなければならない（132の11 II）。

② ①の届出がない場合

訴訟代理人のうち委任を受けたもの（54条1項但書の許可を得て簡易裁判所における訴訟代理人となったものを除く。）が、電子情報処理組織により送達を受ける旨の届出をしていない場合であっても、このものに対する送達は、電子情報処理組織による送達によることができる（109の4 I 本文）。

実践力PowerUp講座 民事訴訟法「択一編」テキスト見本 P86

1 非電磁的訴訟記録の閲覧等

(1) 閲覧

何人も、裁判所書記官に対し、非電磁的訴訟記録の閲覧を請求することができる(91Ⅰ)。

ただし、以下のものについては、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、非電磁的訴訟記録の閲覧を請求することができる(91Ⅱ)。[R4-2-7・イ]

- ① 公開を禁止した口頭弁論に係る非電磁的訴訟記録
- ② 非電磁的訴訟記録中第264条(受諾和解)の和解条項案に係る部分、第265条第1項(裁定和解)の規定による和解条項の定めに係る部分及び第267条第1項に規定する和解(口頭弁論の期日において成立したものを除く。)に係る部分

(2) 謄写等

当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、非電磁的訴訟記録の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる(91Ⅲ)。[R4-2-ウ]

※その他訴訟記録の閲覧等につき[R4-2-エ・オ]

2 電磁的訴訟記録の閲覧等

(1) 閲覧

何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる(91の2Ⅰ)。なお、第91条第2項が準用されている(91の2Ⅳ)。

(2) 複写等

当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的訴訟記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写(ダウンロード)を請求することができる(91の2Ⅱ)。以上は、第91条第3項の「謄写」に対応した制度である。

また、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの(記録事項証明)を交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの(記録事項証明)を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供(ダウンロード)することを請求することができる(91の2Ⅲ)。以上は、第91条第3項の「正本等の交付」に対応した制度である。



ワンポイント解説

上記12の閲覧等に関して、補助参加人は、①当事者が参加に異議を述べたときに補助参加を許す裁判が確定した場合、②当事者が参加に異議を述べることができなくなった場合に限り、「当事者」とみなされ(45Ⅴ)、その他の場合は第三者と同様の立場となる。

実践力PowerUp講座 民事訴訟法「択一編」テキスト見本 P98

五 申立て等におけるITの利用（令和8年5月21日施行）

1 電子情報処理組織による申立て等

(1) 意義

民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、法令の規定により書面等をもってするものとされているものであって、裁判所に対してするものについては、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができる（132の10Ⅰ）。

電子情報処理組織を使用する申立て等については、書面等をもってされたものとみなして、書面等をもってするものとして規定された申立て等に関する法令の規定を適用する（132の10Ⅱ）。

(2) 到達時期

電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなされる（132の10Ⅲ）。

2 訴訟代理人（ex. 弁護士・司法書士）の場合の特則

(1) 原則

訴訟代理人のうち委任を受けたもの（54条1項但書の許可を得て簡易裁判所における訴訟代理人となったものを除く。）が、当該委任を受けた事件の申立て等をするときは、電子情報処理組織を使用する方法によらなければならない（132の11Ⅰ）。ただし、口頭ですることができる申立て等について、口頭でするときは、この限りでない（132の11Ⅰ柱書但書）。

(2) 例外

裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、書面等をもってすることができる（132の11Ⅲ）。



ワンポイント解説

「責めに帰することができない事由」とは、裁判所のシステム障害や大規模な通信障害等の場合に限られ、訴訟代理人のパソコンの故障等の事由は基本的にこれに該当しない。

実践力PowerUp講座 民事訴訟法「択一編」テキスト見本 P99

六 訴訟記録に関するITの利用（令和8年5月21日施行）

1 訴訟記録の電子化

(1) 書面等による申立て等

申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない（改 132 の 12 I 本文）。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない（改 132 の 12 I 但書）。

(2) 書面等に記録された事項のファイルへの記録等

裁判所書記官は、(1)の申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない（改 132 の 13 本文）。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない（改 132 の 13 但書）。



ワンポイント解説

(1)(2)のとおり、裁判所に提出された書面等や記録媒体等については、裁判所書記官が、裁判所が使用するサーバのファイルに記録することになる。

2 口頭弁論電子調書

裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない（160 I）。

裁判所書記官は、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない（160 II）。

なお、口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、160 条 2 項の規定によりファイルに記録された電子調書によってのみ証明することができる（160IV本文）。ただし、当該電子調書が滅失したときは、この限りでない（160IV但書）。

3 電子判決書

裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、電子判決書を作成しなければならない（252 I）。

判決の言渡しは電子判決書に基づいてされ（253 I）、裁判所は、判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない（253 II）。



ワンポイント解説

従来は紙媒体で作成されていた判決書・裁判書・調書等は、電磁的記録により作成され、裁判所が使用するサーバのファイルに記録されることになる。

実践力PowerUp講座 民事訴訟法「択一編」テキスト見本 P116

■ 争点整理手続の比較 [13-1-1・2・3・4・5]

	準備的口頭弁論 (164～167)	弁論準備手続 (168～174)	書面による 準備手続 (175～178)
対象とする事件	社会の注目を集める事件等、公開の法廷によった方が円滑に争点整理ができる事件	通常の事件	当事者や代理人が受訴裁判所から遠隔の地に居住している事件
当事者の出頭	両当事者が出頭	一方又は双方が現実に出頭しなくても可	両当事者とも出頭しない
手続の終了	当事者が期日に出頭せず、又は162条の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、手続きを終了することができる（166・170V）。		
手続の主宰者	受訴裁判所（164）	受訴裁判所又は受命裁判官（168・171I）※	受訴裁判所又は受命裁判官（175・176の2I）※
手続の開始決定	裁判所が判断する（164）	当事者の意見を聴いて裁判所が判断（168）	当事者の意見を聴いて裁判所が判断（175） 準備書面提出期間を定める（176I）
手続の公開	公開される	制限的公開（169）（注）	非公開
手続においてすることができる行為	争点・証拠の整理に必要なあらゆる行為 ex. 証人尋問や当事者尋問も可	限定あり（170IⅡV・171ⅡⅢ） ex. 証人尋問や当事者尋問は不可	裁判所と当事者の協議
電話会議	不可	可（170Ⅲ）	可（176Ⅱ）
証明すべき事実の確認	手続を終了するに当たり <u>行う</u> （165I・170V）		手続終結後の口頭弁論期日において <u>行う</u> （177）
要約書面の提出	行うことが <u>できる</u> （165Ⅱ）	行うことが <u>できる</u> （170V・165Ⅱ）	行うことが <u>できる</u> （176Ⅲ・165Ⅱ）
手続終了後の攻撃防御方法の提出	<u>説明要求権と説明義務あり</u> （167・174・178）		
弁論手続の結果の口頭弁論への上程	不要	必要（173）	必要（177）

※ 受訴裁判所を構成する裁判官以外の裁判官に手続を行わせることはできない。

（注） 弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う（169I）。

裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる（169Ⅱ本文）。ただし、当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない（169Ⅱ但書）。

実践力PowerUp講座 民事訴訟法「択一編」過去問レジュメ（改訂一例）

（注）以下、電子情報処理組織による送達については、考慮しないものとする。

【公示送達】

- **公示送達**は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を、**最高裁判所規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置**をとるとともに、**裁判所の掲示場に掲示してする**。○ [R2-1-イ] 改
そのとおり

【期日の指定と変更】

- **期日**は、**申立てにより又は職権で、裁判長が指定**する。○ [R3-2-ア]
期日の指定及び変更は、申立てにより又は職権で、裁判長が行う（民訴93Ⅰ）
期日の「指定」は裁判長が行うとされていたところ、期日の「変更」も裁判長が行うことが明確化された
（令和8年5月21日施行）

【準備書面】

- **準備書面**には、**記名押印しなければならない**。× [1-3-3]
細かい知識 裁判所に提出すべき書面については、原則「記名」することで足り、当該書面がその提出により訴訟手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合に限り「記名押印」を要する（民訴規2Ⅰ）
（令和8年5月21日施行）

【訴訟記録の閲覧等】

- **和解調書**については、**当事者及び利害関係を疎明した第三者でなければ**、裁判所書記官に対し、その**閲覧を請求することができない**。× [R4-2-ア]
細かい知識 「公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録」については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、その閲覧を請求することができる（民訴91条2項）

↓改訂

- **非電磁的訴訟記録中、和解（口頭弁論の期日において成立したものを除く。）に係る部分**については、**当事者及び利害関係を疎明した第三者でなければ**、裁判所書記官に対し、その**閲覧を請求することができない**。○ [R4-2-ア] 改
細かい知識 「非電磁的訴訟記録中、和解（口頭弁論の期日において成立したものを除く。）に係る部分」については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、その閲覧を請求することができる（民訴91条2項）

2 「実践力 PowerUp 講座」の特徴

(1) メインテキスト

→ 明確なランク分け

- ・ Aランク論点 → マーキング
- ・ Bランク論点 → ○印
- ・ Cランク論点 → カットの斜線

(2) 過去問レジュメ

→ メインテキストにリンクした肢別過去問レジュメ

実践力 PowerUp 講座 「択一編」テキスト サンプル

第2節 株主総会以外の機関の設置

一 必須機関（取締役）

株式会社には、1人又は2人以上の取締役を置かなければならない（会326Ⅰ）。

二 任意機関（取締役会等）

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる（会326Ⅱ）。



ワンポイント解説

機関の設置が会社法 327 条・328 条により強制されるものであっても、当該機関を設置する旨の定款の定めをしなければ、当該機関を設置することはできず、その選任をすることもできない（会 326Ⅱ）。

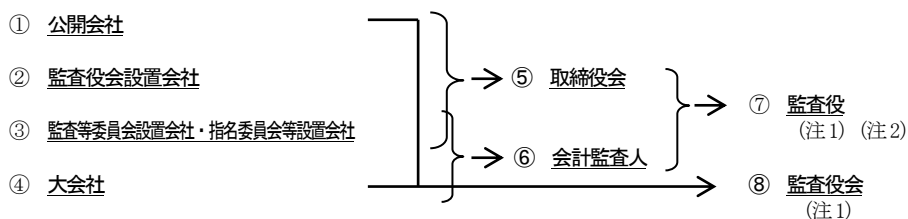
逆に取締役会設置が強制されている株式会社は、定款に定めがなくても、取締役会設置会社には該当する。

三 取締役会の設置義務等

株主総会と取締役以外の機関は原則として任意機関であるが、一定の場合に一定の機関の設置が義務づけられる場合がある（会327・328）。

また、取締役会設置会社においては、取締役の員数は3人以上であることを要する（会 331Ⅴ）。この制限を守る限り、定款をもってその最高・最低員数を定めてもよい。

■ 機関の設置義務の関係



(注1) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社には、監査役(会)を置くことはできない（会 327Ⅳ）。

(注2) 取締役会設置会社であっても、非公開会社である会計参与設置会社については、監査役を置く必要はない（会 327Ⅱ但書）。

■ 株式会社の機関設計

	機関名	任意機関について設置義務が発生する場合
必須 機関	株主総会	
	取締役	
任意 機関	取締役会	① <u>公開会社</u> ② <u>監査役会設置会社</u> ③ <u>監査等委員会設置会社</u> ④ <u>指名委員会等設置会社</u> (会 327 I)
	監査役 (注 1)	① <u>取締役会設置会社</u> (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。) (会 327 II 本文) (注 2) ② <u>会計監査人設置会社</u> (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。) (会 327 III)
	監査役会 (注 1)	① <u>公開会社である大会社</u> (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。) (会 328 I) [28-30-I]
	会計 監査人	① <u>監査等委員会設置会社</u> (会 327 V) ② <u>指名委員会等設置会社</u> (会 327 V) [28-30-I] ③ <u>大会社</u> (会 328 I II)
	会計参与	
	監査等委員会	
	指名委員会等 (注 3)	

(注 1) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない (会 327 IV)。

(注 2) 取締役会設置会社 (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。) であっても、非公開会社である会計参与設置会社については、監査役を置く必要はない (会 327 II 但書)。

(注 3) 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない (会 327 VI)。

■ 関連知識 ■

- ☐ 事業年度末日において大会社に該当するか否かを判断し、当該事業年度に係る定時株主総会において、大会社になる。 [28-30-7]
- ☐ 非公開会社で大会社は取締役会を置かなくてもよい。 [28-30-7]

実践力 PowerUp 講座 過去問レジュメ サンプル**【株式会社の機関設計】**

A□ 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない会計監査人設置会社は、監査役を置くことを要しないが、定款の定めによって、監査役を置くことができる。× [司 21-44-エ]

会計監査人設置会社 → 「監査役」を置かなければならない

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

会計監査人設置会社は、当該会計監査人設置会社が監査等委員会又は指名委員会等設置会社である場合を除き、監査役会を置かなければならない。× [司 22-41-イ]

会計監査人設置会社 → 「監査役」を置かなければならない

□ 会社法上の公開会社であり、かつ、大会社である会計参与設置会社は、監査役会を置かなければならない。× [28-30-エ]

ひっかけ その会社が指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社の場合は、監査役会を置くことができない

A□ 会社法上の公開会社でない大会社は、監査役会を置くことを要しないが、定款の定めによって、監査役会を置くことができる。○ [司 21-44-ア]

そのとおり

A□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

会社法上の公開会社である大会社は、取締役会を置かなければならず、かつ、当該大会社が監査等委員会又は指名委員会等設置会社である場合を除き、監査役会も置かなければならない。○ [司 22-41-エ]

そのとおり

A□ 大会社でない指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かないことができる。× [28-30-イ]

指名委員会等設置会社 → 会計監査人の設置義務あり

A□ 大会社には、会計監査人を必ず置かなければならない。○ [司 19-41-5]

大会社 → 会計監査人の設置義務あり

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

会社法上の公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。○ [司 22-41-ウ]

大会社 → 会計監査人の設置義務あり

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

監査等委員会又は指名委員会等設置会社は、大会社であることを要しないが、会社法上の公開会社でなければならない。× [司 22-41-オ]

大会社であることも要しないし、公開会社であることも要しない

A□ 大会社でない株式会社が事業年度の途中において募集株式を発行したことによって資本金の額が5億円以上となった場合には、当該株式会社は、資本金の額が5億円以上となった時から大会社となる。× [28-30-ア]

資本金の額が5億円以上計上された貸借対照表が定時株主総会で承認された時から大会社となる

A□ 会社法上の公開会社でない大会社は、取締役会を置かなければならない。× [28-30-ウ]

公開会社でない → 取締役会の設置義務なし

実践力 PowerUp 講座 **確認テスト** サンプル

【令和〇年〇月〇日実施】

以下の問いに「○」か「×」で解答せよ。

01 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が募集株式を発行する場合には、株主に株式の割当てを受ける権利を与えるときであって、かつ、定款に決定機関を取締役会とする定めがあるときを除き、株主総会の特別決議を要する。 [司 19-39-7]

02 会社法上の公開会社における募集株式の発行に関して
 会社が譲渡制限株式である募集株式の引受けの申込みをした者の中から当該募集株式の割当てを
受ける者を定める場合には、その決定は、取締役会の決議によらなければならない。 [25-28-7]

(中 略)

09 累積投票によって選任された取締役の解任及び監査役の解任を株主総会の決議によって行う場合には、いずれも特別決議によって行う。 [19-31-1]

10 監査役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）に関して
 甲社の取締役は、監査役の解任を株主総会の目的とする場合には、監査役会の同意を得なければならない。 [21-29-1]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

氏名		得点	
----	--	----	--

赤松式「10分実践雛形トレーニング」100題 テキスト サンプル

 雛トレ No. 088-1	名変登記 共有名義他				
	トレーニング日	月 日	月 日	月 日	月 日
	トレーニング成果				

問 下記の【事実関係】等に基づいて、登記の【申請情報】を解答しなさい。

なお、【事実関係】(その1)と【事実関係】(その2)とは、相互に関係はない。

【事実関係】(その1)

- 1 高畑太郎と高畑花子は、令和8年6月15日、奈良県奈良市東大寺123番地から奈良県奈良市西大寺123番地に住所を移転した。

添付情報及び登録免許税額は、解答を要しない。

【甲土地の登記記録】(抜粋)

権 利 部 (甲 区)		(所 有 権 に 関 す る 事 項)	
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成20年4月4日 第444号	原因 平成20年4月4日売買 共有者 奈良県奈良市東大寺123番地 持分2分の1 高 畑 太 郎 奈良県奈良市東大寺123番地 2分の1 高 畑 花 子

【事実関係】(その2)

- 1 高畑太郎と高畑花子は、令和8年6月15日、それぞれの登記記録上の住所から奈良県奈良市西大寺123番地に住所を移転した。

添付情報及び登録免許税額は、解答を要しない。

【甲土地の登記記録】(抜粋)

権 利 部 (甲 区)		(所 有 権 に 関 す る 事 項)	
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成20年4月4日 第444号	原因 平成20年4月4日売買 共有者 奈良県生駒市生駒456番地 持分2分の1 高 畑 太 郎 奈良県香芝市香芝789番地 2分の1 高 畑 花 子

答 【申請情報】(その1)

… 雛形 No. 160

登記の目的		2 番所有権登記名義人住所変更 … 220
申請事項等	登記原因 及びその日付	令和8年6月15日住所移転
	上記以外の 申請事項等	変更後の事項 共有者高畑太郎及び高畑花子の住所 奈良県奈良市西大寺 123 番地 申請人 高畑太郎 高畑花子

= 赤松講師のセレクト重要論点 =

220 一の申請情報により申請をすることができる（登研 440 号 80 頁）。

【申請情報】(その2)

… 雛形 No. 160

登記の目的		2 番所有権登記名義人住所変更 … 221
申請事項等	登記原因 及びその日付	令和8年6月15日住所移転
	上記以外の 申請事項等	変更後の事項 共有者高畑太郎及び高畑花子の住所 奈良県奈良市西大寺 123 番地 申請人 高畑太郎 高畑花子

= 赤松講師のセレクト重要論点 =

221 一の申請情報により申請をすることができる（登研 575 号 122 頁）。

 難トレ No. 089-2	名変登記 複合型				
	トレーニング日	月 日	月 日	月 日	月 日
	トレーニング成果				

- 問 下記の【事実関係】等に基づいて、登記の【申請情報】を解答しなさい。
 なお、【事実関係】（その１）と【事実関係】（その２）とは、相互に関係はない。

【事実関係】（その１）

- １ 別紙１に現れているとおりである。

添付情報及び登録免許税額は、解答を要しない。

【甲土地の登記記録】（抜粋）

権 利 部 （ 乙 区 ） （ 所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	令和３年６月２２日 第６６６号	原因 令和３年６月２２日金銭消費貸借同日設定 (中 略) 債務者 奈良県奈良市東大寺１２３番地 高 畑 太 郎 抵当権者 東京都文京区文京七丁目７番７号 株式会社コジャッジ信販

別紙１ 履歴事項一部証明書（抜粋）

会社法人等番号	(省 略)		
商 号	株式会社コジャッジ信販		
	株式会社ジャッジ信販		令和８年１月４日変更 令和８年１月４日登記
本 店	東京都文京区文京七丁目７番７号		
	東京都中央区中央六丁目６番６号		令和８年１月４日移転 令和８年１月４日登記

答 【申請情報】（その1）

… 雛形 No. 164

登記の目的	1 番抵当権登記名義人住所、名称変更
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付 令和 8 年 1 月 4 日商号変更 令和 8 年 1 月 4 日本店移転 上記以外の 申請事項等 変更後の事項 商号本店※ 東京都中央区中央六丁目 6 番 6 号 株式会社ジャッジ信販 申請人 株式会社ジャッジ信販 ※ 本店商号 としても可。 ※ 商号 ○○ 本店 ○○ としても可。 ※ 本店 ○○ 商号 ○○ としても可。

【申請情報】（その2）

… 雛形 No. 165

登記の目的	2 番所有権登記名義人住所、氏名変更、更正
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付 錯誤 令和 8 年 6 月 15 日住所移転 上記以外の 申請事項等 変更更正後の事項 氏名住所※ 奈良県奈良市西大寺 123 番地 高畑花子 申請人 高畑花子 ※ 住所氏名 としても可。 ※ 氏名 ○○ 住所 ○○ としても可。 ※ 住所 ○○ 氏名 ○○ としても可。

＝ 赤松講師のブラッシュアップ講義 ＝

一例として、登記の目的の記載方法については、次の基準を持っておけば迷わずに済むでしょう。なお、これはあくまでも記載方法の一例であって、その他の記載方法を認めないという趣旨ではありませんので、ご理解ください。

最初に「何番○○権登記名義人」と記載します。

真中に「住所」（自然人法人共通）、「氏名」（自然人）、「名称」（法人）を記載します。

最後に「変更」、「更正」を記載します。

「何番○○権登記名義人|住所、氏名|変更」（住所と氏名の変更の場合）

「何番○○権登記名義人|住所、氏名|更正」（住所と氏名の更正の場合）

「何番○○権登記名義人|住所、氏名|変更、更正」（住所と氏名の一方は変更、他方は更正の場合）

↑
「住所」「氏名」「名称」を記載

↑
「変更」「更正」を記載

実践力 PowerUp 講座 「記述編」テキスト サンプル

不動産登記法 第1問 問題

以下の（設例）に基づき、後記の問1から問6までに答えなさい。

（設例）

1 令和7年2月2日、別紙1の登記がされている建物（以下「甲建物」という。）及び別紙2の登記がされている土地（以下「乙土地」という。甲建物及び乙土地を合わせて「本件不動産」という。）について、司法書士法務太郎は、後記【事実関係】1から5までに基づいて行うべき登記の申請手続について関係当事者全員から聴取及び確認を行い、当該【事実関係】に基づいて本件不動産の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、関係当事者全員から、所要の手続についての助言及び登記原因証明情報等不動産登記申請手続に必要な添付情報の起案のほか、本件不動産について必要となる登記の申請手続等について代理して申請をすることの委任を受け、同日、司法書士法務太郎は、依頼に係る登記の申請を行った。

2 令和7年4月4日、司法書士法務太郎は、後記【事実関係】6から11までに基づいて行うべき登記の申請手続について関係当事者全員から聴取及び確認を行い、当該【事実関係】に基づいて本件不動産の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、関係当事者全員から、所要の手続についての助言及び登記原因証明情報等不動産登記申請手続に必要な添付情報の起案のほか、本件不動産について必要となる登記の申請手続等について代理して申請をすることの委任を受け、同日、司法書士法務太郎は、依頼に係る登記の申請を行った。

3 令和7年6月30日、司法書士法務太郎は、後記【事実関係】10、12から14までに基づいて行うべき登記の申請手続について関係当事者全員から聴取及び確認を行い、当該【事実関係】に基づいて本件不動産の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、関係当事者全員から、所要の手続についての助言及び登記原因証明情報等不動産登記申請手続に必要な添付情報の起案のほか、本件不動産について必要となる登記の申請手続等について代理して申請をすることの委任を受け、同日、司法書士法務太郎は、依頼に係る登記の申請を行った。

また、令和7年6月30日、司法書士法務太郎は、後記【事実関係】15に基づいて、どのような登記をするべきであるかのアドバイスをを行った。

（後 略）

不動産登記法 第1問 解答・解説

第1欄

(①)	株式会社あきた銀行 ※	※ 株式会社おおだて銀行と記載しても、減点しない	1
(②)	A		1
(③)	株式会社あきた銀行 ※	※ 株式会社おおだて銀行と記載しても、減点しない	1
(④)	B		1

第2欄

(1)

登記の目的		所有権移転	2
申 請 事 項 等	登記原因 及びその日付	令和7年1月31日財産分与	2
	上記以外の 申請事項等	権利者 B 義務者 A	1
添付情報		イ、コ、セ、テ、ヌ	3
登録免許税		金 30 万円 ※ ※ 1500 万円×20／1000	1

(2)

登記の目的		2 番抵当権変更	2
申 請 事 項 等	登記原因 及びその日付	令和 7 年 2 月 1 日債務者更改による新債務担保	2
	上記以外の 申請事項等	債権額 金 500 万円 利息 年 5% 損害金 年 10% 債務者 大館市おおだて町 100 番地 B 権利者 株式会社あきた銀行 義務者 B	2
添付情報		ウ、キ、ツ（Bが甲建物甲区2 番及び乙土地甲区3 番で通知を受けたもの ※1) ※1 同趣旨であれば正解とする ※2 抵当権の債務者の変更の登記であるから、印鑑証明書の提供は不要	3
登録免許税		金 2000 円	1

(後 略)

1-1 財産分与**【事実関係】**

- 1 A（住所 大館市おおだて町 100 番地）は甲建物及び乙土地の所有権の登記名義人であり、B（住所 大館市おおだて町 100 番地）はその配偶者であった。
- 2 令和 7 年 1 月 20 日、A と B との間で、別紙 3 のとおり、財産分与の協議が成立した。
- 3 令和 7 年 1 月 31 日、A と B は、大館市長宛てに戸籍法に基づく離婚の届出を行い、同日、同届出は適法に受理された。

(1) 事実関係

→ 上記**【事実関係】**から財産分与の事実がわかるので、所有権移転の登記を申請する。

(2) なすべき登記

→ 「令和 7 年 1 月 31 日財産分与」を原因として、「所有権移転」の登記を申請する。

■関連知識■

- 協議による財産分与は、原則として、離婚後協議が成立したときに効力が生じることとなるが、離婚届出前に協議がされたときは離婚を条件に効力を生じることになるため、協議離婚の届出の日に効力が生じることになる（登研 490 号、同 526 号）。

（後 略）

商業登記法 第1問 問題

司法書士法務花子は、令和7年3月31日に事務所を訪れた株式会社やわたはまの代表者から、別紙1から別紙5までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙8のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務花子は、株式会社やわたはまの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務花子は、令和7年7月1日に事務所を訪れた株式会社やわたはまの代表者から、別紙6及び別紙7の書類のほか、令和7年3月31日の依頼に係る登記が完了した後の同社の履歴事項全部証明書その他の登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙9のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務花子は、株式会社やわたはまの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務花子は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年4月1日及び同年7月2日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

問1 令和7年4月1日に司法書士法務花子が申請した登記うち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 令和7年7月2日に司法書士法務花子が申請した登記うち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問3 株式会社やわたはまの代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項(法令上登記すべき事項とされていない事項を除く。)がある場合には、当該事項及びその理由を答案用紙の第3欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、答案用紙の第3欄【登記することができない事項】部分に「なし」と記載しなさい。

(後 略)

商業登記法 第1問 解答・解説

第1欄

【登記の事由】	4
取締役、代表取締役及び監査役の変更 資本金の額の減少 募集株式の発行 監査役会設置会社の定め廃止	
【登記すべき事項】	16
令和7年2月10日取締役D辞任 同日代表取締役D退任 令和7年2月11日次の者重任 取締役 A 取締役 B 取締役 C 愛媛県八幡浜市八幡浜10番地 代表取締役 A 同日監査役（社外監査役）I及びJにつき監査役会設置会社の定め廃止により変更 監査役 I 監査役 J 令和7年3月25日変更 資本金の額 金5000万円 同日次のとおり変更 ※ 発行済株式の総数 12000株 発行済各種の株式の数 普通株式 9000株 A種優先株式 3000株 資本金の額 金8000万円 令和7年2月11日監査役会設置会社の定め廃止 ※「発行済株式の総数並びに種類及び数」の柱書を記載しても、誤りとしな	

(後 略)

1 取締役Dの辞任の登記**(1) 事実関係**

- Dは、管轄家庭裁判所により保佐開始の審判を受け、令和7年1月30日、同審判は確定した。
- Dについて、令和7年2月10日付で取締役を辞任する旨の意思表示がなされ、同日、株式会社やわたはまに辞任届が提出され、同社はこれを受理した。なお、当該辞任届には、Dが登記所に届け出ている印鑑は押印されていない。

(2) なすべき登記

- 「令和7年2月10日取締役D辞任」
「同日代表取締役D退任」の登記を申請する。

(3) 添付書面

- Dの辞任届 1通（注1）
Dの印鑑証明書 1通（注2）

（注1） 被保佐人Dは自ら辞任の意思表示をすることができる。

（注2） Dは登記所に印鑑を届け出ている取締役であるが、辞任届にはDが登記所に届け出ている印鑑は押印されていないので、辞任届にはDが市町村に登録している印鑑を押印し、市町村長作成の印鑑証明書を添付しなければならない。

（後 略）

実践力 Power Up 講座 学習スケジュール

7月スケジュール案【択一】**通学**

日	月	火	水	木	金	土
19	20	21	22	23	24	25
						民法1 (新宿)
26	27	28	29	30	31	
				民法1 (梅田)		

【択一メインテキスト — 昨年テキストのページ数をベースにした1コマあたりの進度】

民法 約50ページ、 不登 約55ページ、 会社 約55ページ、 商登 約60ページ
 民訴他 約55ページ、 供託他 約55ページ、 憲法 約60ページ、 刑法 約70ページ
 時間が取れる方、時間が取れない方 → 講義で進んだ範囲のAランクBランク論点復習

【過去問レジュメ】

時間が取れる方 → 講義で進んだ範囲の全肢目標

時間が取れない方 → Aランク肢に絞る

【スケジュール例】

土曜日の講義の復習 → 日曜日

木曜日の講義の復習 → 金曜日

月・火・水曜日 → 予備日

8月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
						1
						民法2 民法3
2	3	4	5	6	7	8
				民法4		民法5 民法6
9	10	11	12	13	14	15
				民法7		民法8 民法9
16	17	18	19	20	21	22
				民法10		民法11 民法12
23	24	25	26	27	28	29
				民法13		民法14 民法15

9月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
				民法16		民法17 民法18
6	7	8	9	10	11	12
				民法19		民法20 不登1
13	14	15	16	17	18	19
				不登2		不登3 不登4
20	21	22	23	24	25	26
				不登5		不登6 不登7

10月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				不登8		不登9 不登10
4	5	6	7	8	9	10
				不登11		不登12 不登13
11	12	13	14	15	16	17
				不登14		不登15 不登16
18	19	20	21	22	23	24
				会社1		会社2 会社3
25	26	27	28	29	30	31
				会社4		会社5 会社6

11月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
				会社7		会社8 会社9
8	9	10	11	12	13	14
				会社10		会社11 商登1
15	16	17	18	19	20	21
				商登2		商登3 商登4
22	23	24	25	26	27	28
				商登5		商登6 商登7

12月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
				商登8		商登9 商登10
6	7	8	9	10	11	12
				民訴他1		民訴他2 民訴他3
13	14	15	16	17	18	19
				民訴他4		民訴他5 民訴他6
20	21	22	23	24	25	26
				民訴他7		民訴他8 民訴他9

1月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9
				供託他1		供託他2 供託他3
10	11	12	13	14	15	16
				憲法1		憲法2 憲法3
17	18	19	20	21	22	23
				憲法4		刑法1 刑法2
24	25	26	27	28	29	30
				刑法3		刑法4

8月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
						民法1
9	10	11	12	13	14	15
						民法2 民法3
16	17	18	19	20	21	22
				民法4		民法5 民法6
23	24	25	26	27	28	29
				民法7		民法8 民法9

9月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
				民法10		民法11 民法12
6	7	8	9	10	11	12
				民法13		民法14 民法15
13	14	15	16	17	18	19
				民法16		民法17 民法18
20	21	22	23	24	25	26
				民法19		民法20 不登1

10月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				不登2		不登3 不登4
4	5	6	7	8	9	10
				不登5		不登6 不登7
11	12	13	14	15	16	17
				不登8		不登9 不登10
18	19	20	21	22	23	24
				不登11		不登12 不登13
25	26	27	28	29	30	31
				不登14		不登15 不登16

11月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
				会社1		会社2 会社3
8	9	10	11	12	13	14
				会社4		会社5 会社6
15	16	17	18	19	20	21
				会社7		会社8 会社9
22	23	24	25	26	27	28
				会社10		会社11 商登1

12月スケジュール案【択一】通信

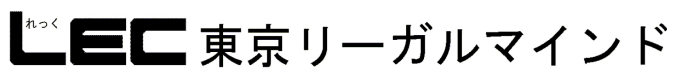
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
				商登2		商登3 商登4
6	7	8	9	10	11	12
				商登5		商登6 商登7
13	14	15	16	17	18	19
				商登8		商登9 商登10
20	21	22	23	24	25	26
				民訴他1		民訴他2 民訴他3

1月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9
				民訴他4		民訴他5 民訴他6
10	11	12	13	14	15	16
				民訴他7		民訴他8 民訴他9
17	18	19	20	21	22	23
				供託他1		供託他2 供託他3
24	25	26	27	28	29	30
				憲法1		憲法2 憲法3

2月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
				憲法4		刑法1 刑法2
7	8	9	10	11	12	13
				刑法3		刑法4



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

SU26419